

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

令和 7 年度当初予算編成方針について（通達）

令和 7 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 国の動向

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気の緩やかな回復が続いているが、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響など、海外景気の下振れによるリスクに加え、激甚化・頻発化する自然災害や少子化・人口減少の加速化等の課題に直面している。

このような中、政府は、7月29日に閣議了解された「令和7年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針」において、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、重要な政策の選択肢をせばめることなく、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。また、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

2. 市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、市制施行以降、急激に悪化しており、令和5年度一般会計の決算では、実質収支は黒字であるものの、実質単年度収支は前年度に引き続き赤字となった。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から0.3ポイント悪化し、**99.8%**となったところであり、財政の硬直化が一層進み、政策的・臨時的な財政需要に弾力的に対応することが困難な状況が続いている。

今後も、人口減少や少子高齢化により、基幹財源である市税の大きな伸びが期待できない中、障害者・子育て支援などの社会保障関係費の増加や、病院事業をはじめとする公営企業会計への繰出金の高止まりに加え、喫緊の課題である公共施設・インフラの老朽化対策に係る経費の増加、さらに

は、新ごみ処理施設や消防庁舎の建設に伴う組合負担金の増加など、将来的な財政需要は増大することが見込まれている。

令和6年度当初予算ベースで試算した「中長期財政収支見通し」においては、こうした財政需要の増大に加えて、物価高騰や人件費上昇を要因として、令和10年度で、財政調整基金の残高が10億円を下回る見通しとなっている。

そのため、これまで以上に財政健全化に向けた取り組みが必要な状況となっている。

3. 予算編成の基本方針

令和7年度当初予算の編成に当たっては、持続可能な財政運営を目指し、全庁一丸となって歳入・歳出にわたる徹底した見直しを実施するとともに、この先も続いていく10年後・20年後の市の未来を見据えながら、「住みたい・住み続けたいまち」を実現していくため、引き続き財政健全化に向けた取り組みを進めていく。

なお、公共施設・インフラの老朽化対策やDXの推進など、喫緊に取り組むべき重要な政策課題については、財政健全化目標との両立を図りながら、財源の範囲内で、重点的かつ計画的な投資を行うものとする。

具体的には、すべての事務事業について、「なぜ・なんのために」を常に意識し、本来の目的と社会状況、市民ニーズ等が合致しているかを検証し、その結果に応じて廃止又は縮小などの措置を検討するとともに、特に下記の点に留意し、当初予算の編成に取り組むこととする。

- ① 限られた財源を効率的に配分するため、一件査定方式と枠配分方式を併用する。
- ② 重要政策推進枠を設け、重要な政策課題への予算の重点化を図る。
- ③ 事務事業の無駄を徹底して排除する。既存の事務事業について、費用対効果の小さいもの、受益者が一部に限られているもの、他の自治体では実施していないものなどについては、見直しを行う。
- ④ 義務的な経費についても、これまでの実績や状況の変化等を踏まえ、一層の精査を行い、必要最小限の予算計上とする。
- ⑤ 令和2年3月策定の『財政健全化に向けた緊急的な取組みについて』を見直したうえで、より効果的且つ効率的な財政対策を講じる。

4. 予算要求に当たっての留意事項

4－1. 基本事項

(1) 第6次総合計画との整合

令和5年度までの事業の進捗状況を把握し、第6次総合計画を円滑に推進できるよう施策や事業について、財源、手法などについて十分な精査を行ったうえで要求すること。

(2) 状況の変化を踏まえた柔軟な対応

事業の実施に当たっては、計画や予定にこだわらず柔軟な対応を図ること。事業手法についても、より安価で所期の効果が期待できる代替方法などについて十分検討すること。

(3) 国・県の動向の把握

- ① 国・県の予算編成の動向や補助制度の内容の把握に努めるとともに、最新情報の収集に努めること。
- ② 補助事業であっても安易に事業採択申請を行わず、必ず事前に財政課と協議すること。
- ③ 国・県補助金の制度の終了又は縮小に伴い、安易に市単独費への振替はしないこと。

(4) 重要な政策課題への対応

財政健全化に向けた取り組みを継続しながら、以下の重要な政策課題についても積極的な取り組みを進めていくこと。但し、「重要政策推進枠事業メニュー」に記載の取り組みを原則とする。

- ① 公共施設・インフラの老朽化・防災対策
- ② D X の推進
- ③ 人口減少対策

(5) 他団体の事業水準の把握（比較分析の徹底）

事業水準の妥当性を客観的に把握するため、近隣自治体の状況や県・全国平均などの情報を把握し、比較分析を徹底すること。

(6) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討した上で、必要な対策を講じること。

(7) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(8) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行った上で、提出前には課長を含め、課内で内容の精査を行うこと。

4－2．歳入に関する事項

(1) 財源の確保

- ① 国・県等の補助金などを十分調査するとともに、財源は自ら確保するという意識を強く持って要求すること。
- ② 事業の進め方を見直すことなどにより、新たな国等の補助金を活用するなど、財源の確保策について改めて検討すること。
- ③ 市税・地方交付税は、財政運営に与える影響が大きいことから、決算との大幅な乖離が生じないように努めること。
- ④ 市有財産は、売却や有償貸付などの有効活用を図ること。
- ⑤ 有料広告事業の導入・拡充を図ること。
- ⑥ 事業に対する応分の受益者負担を検討すること。

(2) 交付税措置のある市債の活用

普通建設事業を行うに当たっては、交付税措置のある市債の活用を検討すること。ただし、後年度への過度な財政負担が生じないよう、各会計における市債の新規発行額は、原則として、当該年度の元金償還額（臨時財政対策債を除く。）の範囲内とする。

なお、交付税措置のある市債の詳細や新規発行上限額については、必要に応じ、財政課に確認すること。

(3) 使用料等の料金改定

各施設の使用料等について、料金を定めた本来の目的や物価上昇の状況を適切に勘案した上で、受益者負担の適正化を検討すること。

4－3．歳出に関する事項

(1) 一般財源の更なる削減（課等単位の要求基準額の設定）

課等別要求基準額一覧で示した基準額以下の予算要求となるよう努めること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ① 新規事業（重要政策推進枠で要求するものを除く。）を要求する場合に当たっては、真に市民にとって必要な事業か見極め、特定財源を確保しつつ、「スクラップ・アンド・ビルド」による既存事業の見直し・廃止を合わせて実施すること。また、次年度以降の財政負担等を踏まえた費用対効果を十分検討の上、予算要求を行うこと。
- ② 所期の目的が達成された事業、公益性が低い事業、費用対効果の小さい事業、市民との協働や民間で代替することが可能な事業などについては廃止等の見直しを検討すること。
- ③ コロナ禍を契機に実施を中止した事業又は中止を検討した事業については、改めて必要性を検証し、廃止又は隔年での実施等を含めた対応を検討すること。

（３） 固定的経費の検証及び適正な要求

- ① 義務的経費についても、前年度踏襲という固定概念から脱却し、コスト意識を持って、ゼロベースで必要性を検証すること。
- ② 扶助費については、県内水準を調査・研究し、水準を上回る場合は、必ず事業手法や対象基準の見直しを行い、給付額等の抑制に努めること。また、近年の対象者数等の増減率だけでなく、人口・世帯・就業人口・年齢別構成割合の推計値など、可能な限りデータを収集・分析のうえ、適正額を要求すること。
- ③ 人件費総額を抑制する観点から、働き方改革の趣旨に基づき、時間外勤務の根本原因の洗い出し、業務の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正などを行うこと。また、民間への外部委託、デジタル技術の活用など、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。

（４） 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

令和５年度に一部改訂した「大網白里市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」に基づき、施設そのものの必要性や将来のあり方を十分検討した上で、統廃合や複合化を進めること。

（５） 団体補助金の取り扱い

- ① 各種団体等への補助金については、一律５％の削減とすること。また、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性の確認や３年ごとの見直しについても留意すること。
- ② 令和６年度決算において多額の繰越金が見込まれる団体への補助については、休止又は補助金の減額を検討すること。

４－４． その他事項

（１） 課長職・副課長職の役割について

課長はマネジメント力を発揮し、「選択と集中」に取り組み、最少の経費で最大の効果を得るように努めること。副課長は課全体の予算編成作業を統括し、課長を補佐すること。

（２） 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、財政状況を十分に理解した上で、次の事項に留意し、班の予算編成作業を統括すること。

- ① 事業の必要性と積算根拠を明確にするとともに、課等要求基準額内の予算要求となるよう努めること。
- ② 継続事業であっても、抜本的に内容を精査し、事業費や事務量の抑制を図った上で要求すること。
- ③ 工事等の積算に当たっては、仕様等の見直しや在庫等の状況を十分確認し、必要最小限の要求とすること。

(3) 査定方式等

- ① 限られた財源を効率的に配分するため、一件査定方式と枠配分方式の併用とする。
 - ・ 特定の節（細節）については、要求上限額以下の場合、原則、一件査定の対象外とする。
 - ・ 重要政策推進枠については、要求基準額等の対象外とする。
- ② 財政課長協議については、1次協議後に、必要に応じて2次協議を行うものとする。
- ③ 1次協議等において、『財政健全化に向けた緊急的な取組み』の進捗管理を行うとともに、令和7年度以降に向けて、取組みの見直しに関する協議等を行うものとする。

(4) 特別会計及び公営企業会計

人口減少に伴う料金収入等の減少により経営環境の厳しさが増すことが想定されるため、自主的・主体的に収益確保・費用削減策を講じ、経営力を強化することはもとより、一般会計の厳しい現状に鑑み、**繰入金については徹底した見直しを行い、抑制を図ること。**

なお、具体的な予算編成については、一般会計に準じることとする。